

港区医療法に基づく申請に対する審査基準及び指導基準

整理番号5

許認可等の名称	診療所の専属薬剤師の免除許可
根拠法令等の条項	医療法（昭和23年法律第205号）第18条及び港区医療法施行条例（平成23年港区条例第21号）第2条
<p>【審査基準】</p> <p>1 耳鼻咽喉科、眼科又は整形外科のみを標ぼうする場合、調剤数も比較的少なく、調剤内容が極めて単純なものが多いと考えられるため、許可に当たっては標ぼうする診療科名、調剤数から総合的に判断する。</p> <p>2 港区医療法施行条例第2条の医師が常時3人以上勤務するとは、常勤、非常勤の雇用形態を問わず、当該診療所の全ての診療時間中に医師が3人以上診療している場合をいう。</p> <p>【指導基準】</p> <p>許可を得た場合でも、必要に応じ薬剤師を勤務させること。</p> <p>【注意事項】</p> <p>院外処方の場合でも、当該許可は必要である。</p>	
標準処理期間	8日